

「ふくいもっとラン&ウォークポイントラリー」におけるポイント付与規約

ふくい桜マラソン実行委員会が実施する「ふくいもっとラン&ウォークポイントラリー」（以下、「本イベント」という。）における「地域ポイント」（以下「ポイント」という。）の付与申請については、下記事項をご確認のうえ申請をお願いします。

1) ポイントについて

- ・ポイントは、原則として申請の翌日に付与されます。
- ・他人にポイントを譲渡することはできません。
- ・ポイントは、スポーツタウン WALKER で福井県内を居住地に設定された方を対象に付与します。
※居住地を福井県外に変更される場合、ポイントは失効します。その際、失効したポイントの復元はできません。

2) ポイントの有効期限について

- ・付与されたポイントは令和7年2月28日まで景品応募に使用できるものとします。
- ・上記以降はポイントを使用した景品応募ができません。

3) 禁止事項について

- ・申請者が次に該当する行為を行ったと認められる時は、事前に通知することなく、本イベントから当該申請者を対象外とする場合があります。

- ア 本規約に違反する行為
- イ 虚偽の申請によるポイント獲得行為
- ウ 他者に迷惑をかける行為
- エ 公序良俗に反する行為
- オ その他不適切と認められる行為

4) 個人情報の取り扱いについて

- ・本イベントの実施にあたってご提供いただく個人情報は、次の目的にのみ使用します。
- ア 当選者への景品の発送
- イ 上記に関する連絡
- ウ 商品やサービスの参考とするための個人を特定しない統計情報の形での利用

5) 免責事項

- ・ふくい桜マラソン実行委員会は、本イベントに参加したことにより発生した申請者の損害または申請者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的または間接的かを問わず責任を負いません。

6) その他

- ・当該規約について、ふくい桜マラソン実行委員会において必要があると認める時は、予告なく当該規約を変更することがあります。